

序

貧富懸隔富勝貧敗ノ現象タル歐米諸國到ル處ニ

其甚シキヲ見ル近來ニ至リ我邦亦其傾向日ニ月

劇其外見トスルノ風アリ少シク眼ヲ邦家ノ

將來ニ注ルモノ誰カ爲ニ憂慮スル所ナキヲ得ン

ヤ見ヨ大厦高樓巍然トシテ雲間ニ聳ユ而シテ飢

泣キ陳日ノ聲ハ反テ康衢里閭ニ滿テ貧者

權利達爾快樂ヲ舉ゲテ富者ノ蹂躪スル處トナ

ラントス嗟呼何ゾ夫レ慘ナルヤ貧富懸隔富勝貧

敗ノ現象斯ノ如クナル所以シモノハ蓋シ社會ノ

定數ナルカ已ムベキカ已ムベカラザルカ實ニ是

序

一

予の曾て學窓の下に在つてスペンセル氏所著社會學之研究、社會學之原理等を繙くや心に謂へらく世の政治を談じ經濟を説く者は先づ社會學を修むること可ならんと輒ち聊か之を躬行したり其後大に感ずる所ありて政界に南船北馬日夜社會の現象を視聽すと雖も未だ之を綜合すべき閑を得ざることを憾むや茲に年あり一日我郷人櫻井吉松氏日本之社會と題する論文其一部分を齎すに予は序文を徵す予之を一覽するに氏が之を著す所以の主意頗る予の心を得たるものあり

## 大井憲太郎

### 序

予の曾て學窓の下に在つてスペンセル氏所著社會學之研究、社會學之原理等を繙くや心に謂へらく世の政治を談じ經濟を説く者は先づ社會學を修むること可ならんと輒ち聊か之を躬行したり其後大に感ずる所ありて政界に南船北馬日夜社會の現象を視聽すと雖も未だ之を綜合すべき閑を得ざることを憾むや茲に年あり一日我郷人櫻井吉松氏日本之社會と題する論文其一部分を齎すに予は序文を徵す予之を一覽するに氏が之を著す所以の主意頗る予の心を得たるものあり

由りて推理の深淺引例の精粗の如きは暫く世論の所定に委し唯社會の現象を綜合する人を我郷里に得たることを欣ぶ所以數言を書して序文に代ふと云爾

## 波多野傳三郎

### 序

今ヤ眼ヲ放テ我日本ノ情勢ヲ觀察レ來レバ貧富ノ懸隔未ダ歐米諸國ノ如ク劇甚ナルニ至ラズト雖モ然モ我島國人口年々歳々殆ンド五十萬人ノ割合ヲ以テ増殖シ而シテ其國土ハ千古萬古依然トシテ長サ七百余里幅七十里ヨリ二十餘里ニ出入シ面積二萬四千七百餘方里ニ過キズ需用供給ノ原則ハ既ニ勞力ノ餘剩ヲ生ジテ賃銀爲ニ下落シ細民犯罪者ノ數愈増殖シ無數ノ細民ハ益其職ヲ得ルニ苦ミ怨恨不平嗟嘆ノ聲漸ク將ニ全國ニ普及スルヲ見トス其影響ノ及ぶ所時ニ或ハ職ヲ

同遊罷工トナリ壯士ノ富豪攻撃トナリ犯罪者ノ  
 増加トナリ社會的運動ノ氣運ヲシテ百尺竿頭將  
 ニ一步ヲ進マシメントスルノ狀ナキニアラズ嗟  
 呼今日ニシテ既ニ斯ノ如シ若シ夫レ將來人口ノ  
 増殖ヲシテ更ニ一倍ノ多キヲ加ヘシメ細民ノ窮  
 況ヲシテ更ニ一層ノ甚シキニ至ラシメバ果シテ  
 如何ナルベキカ是レ豈ニ憂國ノ志士ガ等閑ニ附  
 シ去ルベキノ問題ナラシヤ友成櫻井吉松君茲ニ  
 慨然所アリ頃者社會主義ヲ論シテ一書ヲ著シ  
 大ニ贊者必爲ニ氣熔ヲ吐カシトス痛快ノ議激切  
 矣論亦以テ世上幾多ノ人士ヲシテ感憤興起スル

所アラシムルニ足レリ今ヤ印刷ニ附セントシテ  
 予ニ序ヲ需ム即チ聊カ數言ヲ述ベテ卷端ニ辨ズ

## 柳内義之進

## 自序

黄吻書生の身を以て、最と高尚なる社會問題を論議するが如きは、其任に堪へざるは自ら覺悟するところありと雖、顧ふに今日の所謂社會論者なるものは、歐米諸國に行はるゝ社會黨の臭味を帶ぶるにあらざれば、經濟學上より論下せる空想に過ぎず、社會主義果してかくの如く、淺薄なるものなるか、余窃かに以爲らく、我が帝國の三千有餘年の間、東海の表に卓立し、内に不逞の徒なく、外威信を完ふする所以のものは、他なし、歴代の天皇陛下は皆衆と共に樂むとの大御心もて下民を愛恤し

玉へるを以てなるべし、此大御心こそ日本に於ける社會主義なれと信じ、其理由を祖述し、敢て現時の社會論者に反抗し、之れが猛省を促したり、讀者乞ふ、余が説不可なり、固陋なりとなさは、充分鐵鎚を加へよ

二

於東都本郷客舎

## 默天居士識

明治廿七年四月一日

### 草言 日本之社會

#### 目錄

緒言	一頁
余の所謂社會主義	八頁
社會主義の必要	十三頁
社會主義の希望	十五頁
労働問題	十五頁
小作人	卅一頁
貧民問題	六十三頁
救済策	七十六頁
括論	八十五頁

危言 日本之社會

默天 櫻井 吉松 著



政治の論は壯して快世人の最も好んで之れを論じ、之れを聞かんと欲するところあり、吾人亦た其緊急にして一日も忽にすべからざるを知る然れども、静思黙考すれば、是れと同時に否寧ろ之れに先つて研究せざるべからざるものあるを覺ゆ、何んぞや社會問題即ち是れなり、何故に爾か云ふ、曰はく謂あり、抑も社會問題として論すべきもの其範圍廣且つ汎にして殆んど枚擧に遑わらずと雖、要するに吾人々類の權利上に至大至重の關係を有せざるものにあらざるはなし、夫れ人權の消長

は取○りも直○さず吾○人○の自○由○快○樂○幸○福○の伸○縮○な○り自○由○快○樂○幸○福○の三○者  
は吾○人○が常○に平○等○に得○んことを渴○望○するところのものなり然るに此  
等○に○し○て○欲○欠○し○若○し○く○ば○縮○少○せ○り○と○せ○ば○其○結○果○果○し○て○如○何○余○は○忌○憚○  
あ○く○國○家○を○し○て○衰○亡○せ○し○む○る○に○至○る○と○斷○言○せ○ざる○を○得○ず○斯○く○論○し○來  
ら○は○社○會○問○題○は○政○治○の○材○料○た○る○や○昭○々○乎○と○し○て○明○か○り○既○に○政○治○の○材  
料○は○社○會○問○題○に○あ○り○と○せ○は○必○す○や○先○づ○社○會○問○題○を○研○究○し○然○る○後○政○治  
の○得○失○を○論○せ○ざる○べ○か○ら○ず○是○れ○吾○人○が○政○治○論○を○第○二○に○置○き○社○會○問○題  
の○研○究○に○従○事○せ○ん○と○欲○す○る○所○以○な○り○

其 二

東洋學者は一視同仁と云ひ、西洋學者は自由平等と云ふ、其語異なりと雖、其意蓋し同一揆、孰れも天は吾人々類に賦與するに同等ある權利あるを明示せるものあり、然り吾人は此至大なる權利を有せり、然るに世は僥倖となりなるにや、往々此天則に反對なる現象を呈するあるを目標せり、彼の資本家と労働者の關係に於ける、大地主と小作人の關係に於ける、表面上平穩無事一點の不和なきが如しと雖も、裏面より觀察を下せば大に然らず、吾人をして涙潸然たらしむるものあり、世人は正さに記臆するなるべし、明治廿一年七月の交、高島炭礦坑夫の慘狀一たび「日本人」紙上に顯はるゝや、仁人義士は果して如何なる舉動をなしたるか、筆は秃し舌は爛るゝも、尙ほ倦まず撓まず坑主に向て攻撃をあしたり、其勞空しからずして、終に三千の坑夫を僅かに水火の内より救ふことを得たる事實を、是れ一の例証として、高島炭礦坑夫の狀況を述べたるに過ぎずと雖、亦以て労働社會の慘狀を察知するに足る、嗚呼、均しく人類にして、獨り労働者のみ此苦境に沈淪す、天無情あるか、否、天は無情にあらざるのみならず、前に論せし如く、自由平等の權利を賦與せり、然らば人之れを然らしむるか、曰はく、然り、凡そ原則の外に例外あるは自然の實勢なり、自由平等は天則なりと雖、社會の大勢、即ち人爲の作用



は時に或は變例を現出し、人をして自由平等は天則にあらずと云はしむるに至る、今や我が大日本帝國は殆んど此變例を演しつゝあるなり、乞ふ見よ、社會上の状態を、貴賤貧富の懸隔は日に益々甚しきに至るにあらざるや、苟も心あるものは此變例を矯正し、天則に近からしめんことを務めざるべからず、天則の爲めに、國家の爲めに。

吾人不肖此大勢を覆へし、天則を全ふするの力量なしと雖、精神の到るところ終に左の如き主旨を以て、全志を糾合し社會問題の研究に従事したりき。

#### 社會問題研究會創立趣旨書

洋の東西を問はず時の古今を論せず、苟も國家を組成する邦國の希望するところは、其國民全般に均しく幸福を得せしむるにあるべし、然る、我帝國の如きは名にし負ふ君子國なれば、上、天皇陛下より下賤か家に伏す住民に至るまで、博愛衆と共に樂むとの精神もて、強者

は弱者を助け富者は貧者を救ひ、以て互に長短有無を補綴したりしが、俄然ベルリ浦資入津の祝砲と共に此美德消磨し、今や多數の國民は泰西の所謂個人主義を直に利己主義と誤まり、黃白の存する處是れ權利なりとし、遂に高利貸の跋扈となり、大地主の小作人虐待となり、資本家の労働者苦役とある、豈に慘あらずや、嗚呼均しく人類にして、些々たる黃白の爲めに其位置境遇を異にする何ぞ夫れ甚しきや、是れ果して天則に叶ふものあるか、是れ果して國家の希望なるか、余等窃かに憂ふ斯の如くにして停止するなくんば、國家を擧て魑魅罔兩の暗黒世界と化し去らしむるなきを、不肖等素よりこれが矯正の任に耐ゆる所にあらずと雖、一片の丹心制すれども制する能はず抑ふれども抑ふはる能ず、厥然奮起身を犠牲に供し世の識者諸君と之れが理義のあるところを研究し以て此等の患を排除し、我が帝國を以て眞成なる自由國たらしめんことを庶幾す、乞ふ、同感の士奮て贊

助あらんことを。讀者は、微意の存するところを洞察せられ、本書の出づる偶然にあらざるを知れ。

其三

社會主義と云へば其理非如何を問はずして、厭忌し蛇蝎視するは、一般の通弊なるが如し、社會主義果して斯の如く害毒あるものなるか、斯の如く猛烈あるものなるか、吾人乞ふ試に之れを論せん。凡る事物を評せんと欲せば、須らく表裏の二面を觀察し、然る後之れをなさざるべからず、若し夫れ徒らに、表面のみを觀察して之れを評せんか、或は恐る、正鵠を失することなきを、願ふに世人が社會主義を蛇蝎視するも表面のみの觀察にして裏面を觀察せざるの罪に坐するのみ、夫れ社會主義は表面上頗る猛烈にして、彼の弱肉強食主義、放任競争主義等に反對するものなり、其期するところは、財産を平等に得せしめんと

するにあり、人為の階級を同等にならしめんとするにあり、尙ほ之を概括すれば、現社會の弊風を急進的改革をなさんと欲するものなり、此希望此行爲は凡庸俗夫の魂膽を冷かならしむべし、世人が蛇蝎視するも決して無理ならぬことあり、然りと雖、退て裏面より觀察を下せば、社會主義ほど正直あるものはあらざるべし、優長あるものはあらざるべし、慈善あるものはあらざるべし、何をか正直と云ひ、何をか優長と云ひ、何をか慈善と云ふ、抑も謂あり、社會主義を把るものは、天真爛漫一片の私利を營むかく、身を犠牲に供し、單に生民の爲めに力を盡くさんとする、是れ吾人が正直なりと云ふ所以なり、社會主義を把るものは、既に身を犠牲に供するが故に、其行ふところや純潔如何にも、愉快にして、綽々餘裕あるが如し、之れ吾人が優長なりと云ふ所以あり、社會主義を把るものは、滿腔の思想細民を塗炭の内より救ひ、平等の權利を得せしめんとす、此目的を達せん爲には、粉骨齏身の苦敢て辭せざるなり、道義の窮極は

身○を○殺○し○て○善○を○あ○す○に○あ○り○彼○等○は○之○れ○を○全○ふ○せ○ん○と○す○是○れ○吾○人○が○慈○善○な○り○と○云○ふ○所○以○な○り○

嗚呼、讀者諸君、彼等の衷情を觀し去り觀し來らば、如何なる感想か起れる、然るも尙ほ厭忌すべきものなるか、蛇蝎視すべきものあるか、是れ吾人か本書を草する決して偶然にあらざるを知るべし。

### 余の所謂社會主義

露西亞の虚無黨、佛蘭西の平均黨、獨乙の社會黨、英吉利の共產黨、此四黨は孰れも社會主義を以て自ら任じ、其勢力頗る猖獗あり、而して彼等の目的とし希望するところは、現政府を轉覆せんとするにあり、國家を改造せんとするにあり、尙ほ換言すれば、彼等は、無政府の下は在りて、自由の上に自由を得んと欲するにあり、故に其舉動甚だ過激粗暴、或は爆裂彈を投して、恐れ多くも、君主を弑虐し奉らんとするあり、或は要路の

大臣を暗殺せんとするありて、其所爲往々秩序を紊亂し安寧を妨害せり、是れ眞成の社會主義と云ふを得べき歟、余か所謂社會主義あるものは、大に之れと其趣を異にせり。

(參照) 明治廿四年(西曆紀元一千八百九十一年)八月十七日、ブリュッ

セル府に開會せる万国社會黨會議に無政府黨を遠けたりと亦以て眞成の社會黨は無政府黨にあらざるを知るべし

抑も余か唱ふるところの社會主義は、決して無政府を希望するものにあらず、國家を改造せんと企圖するものにあらず、出來得べくんば古來聖天子のちし玉ふ如く、財産の分配宜しきを得せしめ、併せて貴賤の懸隔をからしめんことを期するものあり、蓋し建國の体裁を全ふし、國粹を發揚せんと欲するは、日本臣民の義務にして、我が社會主義も亦た此本分を尽さんとするに外ならざるなり、余は進んで古來聖天子の施し玉ふところの聖徳と、余が唱ふるところの社會主義と符節を合する

や否やを歴史上に徴し、以て之れを明瞭ならしめんと欲す。恐れ多きことながら、我が皇祖皇宗ある天照皇大神は三種の神器を皇孫に授け玉ひ、その勅語に

鏡の如く明なる道を以て天下に臨み曲玉の廣がれるが如く天下を治め神劍を引き抜きて不順を平けよと宣へり、余不肖素より此深遠なる勅語の精神を解釋するを得ずと雖も、淨身嗽口假りに我が唱ふる社會主義が此勅語に胚胎せしものなるや否やを驗せんに、余は斷じて憑據せりと言はん。とす。夫れ勅語中明なる道とは、所謂正理公道にして、正理公道は人間行爲の標準にして、一刻一瞬の間と雖も、人類たる以上は之れに據らざるべからず、而して社會主義なるものは實に正理公道を蹈ひて出でたるものなり、社會主義は強者の權利を分割して弱者に與へんと欲するにあり、賤者の位階を高めて貴人の權利を殺かんと欲するにあり、誰れか強者

は弱者を補助するを以て非理不道と云ふものあらんや、誰れか貴賤貧富の懸隔を矯正せんとするものを以て非理不道と云ふものあらんや、乞ふ天照皇大神より三種の神器を拜受し玉へる、而かも其勅語前に出づるを實行し玉へる、神武天皇の治績を始めとし其他列聖の天皇陛下に就て之れを徴せ、神武天皇の強敵たりし饒速日命以下のもの一たび降を乞ふや、曾だに之れを許し玉ひしのみならず、重要なる職務をも授け玉へり、此御處置史家の眼より見れば或は政略より出でたるかひと評すべしと雖、天皇の宏量ある焉んぞ斯の如き事あらんや、即ち一たび降を聽るす以上は、均しく臣民あり豈に敢て彼此の差あらんや、どの聖意之れをなさしめたるか、要するに天皇は天照皇大神の勅語に依り明なる道を以て天下に君臨し、貴賤の階級を打破し、僉な全等なりとの好摸範を後世に垂れ玉いたるものなり、以上は貴賤の階級等しさを示せるものにて社會主義の貴賤の權利平等なりと云ふ原則に符合

す)

余は是れより貧富の懸隔に付き宸襟を惱まし玉ひし顯著ある 天皇陛下の治績を挙げん、仁徳天皇か民は國の本、民の富は朕の富との御聖意もて、節儉を主とし、如何に宮垣頽れ茅茨雨漏るゝに至るも意に介し玉はず、三年の課役を免して、窮民を救ひ玉ひし如き、顯宗天皇か専ら下民に意を致し、賦歛を薄ふし粟一斛の價銀錢一文に至たりたるも尙ほ愛恤を加へ玉ひし如き、醍醐天皇か人主威嚴なる時は臣下言を盡し難しと宣ひて、群臣の奏對毎に必ず辭色を和け玉ひ、又寒夜御衣を脱して、細民凍餒の苦を察し玉ひたるか如き、後深草天皇か躬自ら微服を着て民間の疾苦を問ひ玉ひし如き、今上天皇陛下の五ヶ條の御誓文の如き(以上は貧富の懸隔を矯正せんとの聖思なり此大御心を推測するに社會主義の財産を平等にせんとの希望に符合す)烈聖の天皇陛下か大神の遺訓を遵奉し明ある道に踐み下民を愛憐し平等なる幸福を得せし

めんとぬ聖遺路政勅に陳べたるか如し、斯く論し來らば財産を平等にし、貴賤の階級を打破するは國粹と云ふも決して不可あかるべし、我が社會主義は此善美なる國粹を發揚せんとするにあり、保存せんとするにあり、決して彼の社會黨虛無黨共產黨を學ぶものにあらず

### 社會主義の必要

凡そ物必要ありて起るは、自然の原則なるべし、世人か厭忌するにも拘らず、蛇蝎視するにも拘らず、奮然厥起社會主義を唱ふるは、此原則即ち時勢の必要之れが促進をあたればあり、何をか時勢の必要と云ふ、乞ふ余をして徐々と論せしめよ、

達觀せよ、達觀せよ、社交上の形勢を、一方を視れば宏廈瓊殿に坐し、食前方丈已のが欲するところのもの、一として充さざるは、あく、ローレイト氏の所謂(地上の全能者)を以て自ら許せるものありと思へば、又眼を轉

と他方を視れば、倭家弊屋に住し、着るに衣なく、喰ふに食なく、辛ふして口を糊し、僅かに寒を凌ぐ者あり、肥馬輕車に駕し、意氣揚々街路を馳る者あるかと思へば、身に百結の襤褸を纏ひ、柴屍骨立、微音低聲もて、愛を往來の人に乞はんとするものあり、嗚呼一は此の如く得意にして一は何ぞ此の如く失意なる、余甚だ了解に苦しめり。

思ふに彼等得意者失意者、孰れも日本臣民なり、然るに一は流離困頓の間に身を沈め、一は華奢豪逸極まりおし、此状態を愛國憂世の士より看れば、果して正理に合するものと云ふを得べきか、余未だ其當否を知らざるあり、然りと雖とも、假りに余をして是非を言はしめば、遺憾ながら正理に合せすと答へんのみ、夫れ貴賤貧富の權衡宜しきを得ざれば、其國亡ぶは自然の實勢あり、既に前に論述しあれば、茲に之を略す、今や我帝國は實に此本權衡を演しつゝあるあり、若し今より一層甚しきに至らんか、世は弱肉強食所謂禽獸社會と化し去るや必せり、此状態を挽回

するは目下の急務あるへし、此必要遂に社會主義を生出するに至れり、社會主義既に此必要ありて起れり、將來如何あることをかかす、以下の各章に就て之れを判せよ。

### 社會主義の希望

社會主義の希望するところ、夥多にして、擧指に遑わらずと雖、其主たるものは労働者保護にあり、小作人保護にあり、貧民救助にあり、此三つの問題は目下の最大急務にして、實に造次顛沛の間と雖、忽諸に附すべからざるものあり、余は左に一々理由の存する處を論述せん

### 労働問題

(注意) 労働者とは勞力を提供して報を酬得るものを云ふ、故に其内には職工もあるべし、車夫もあるべし、舟子もあるべし、日雇人もあ

るべし、農夫もあるべし、去れど本項に於て論ずるは、職工、車夫、童子、日雇人等の類にして、農夫に論及せり、蓋し農夫に就ては、小作人問題と題し特に別項に於て論ずべければなり。

近來労働問題の聲は喧々囂々たり、大井憲太郎氏一派(舊東洋自由黨)は特に日本労働協會あるものを設け、此問題を決せんとせり、關西自由黨は黨議として労働問題を帝國議會に提出せんとせり、改進黨も亦た議員俱樂部に向つて、本問題に付て注意を促せり、其他學者も論じ、實業家も論じ、遂に海外萬里の孤客たる前日本法律顧問官法律大博士ポアソナード氏迄も筆を弄するに至れり、労働問題蓋し盛なりと云ふべし。余も亦た之れより、労働問題を論せんと欲するものなり、其行爲頗る好事に似たりと雖、各自思想の異なるは猶ほ其面の如しとかや、或は異説なしと云ふべからず、敢て論ずることとせり。

日本の制度は善美にして、未だ嘗て歌米諸國に於ける、ゴダウ(奴隷)あるもの

ものあらざるあり、僅かに之に類するものあるを見受けたり、遊女(今の娼妓)即ち是れあり、今を去る數十年前までは樓坐と遊女との間に、任意の承諾を以て、遊女自身の身を樓主に賣渡し、一旦買入れたる以上は、樓主は之に向て生殺與奪の權を有し、苟も遊女に些少の過失あらんか、苦杖の刑を科し、甚しきは絶食せしめ、死に致さしむるもの往々ありと、是等は一種の奴隷とも云ふべきか、去れど政府は、明治三年の交、人身賣買を嚴禁したり、假令未だ此陋弊全く排除せざるも、此一令は、聖代の一美事なりき、こは女子のみのことあるが、男子に於ては、絶て無きのみならず、頗る俠氣に富めるを以て、苟も意に適せざれば如何に夥多の報酬を與ふるも、之に應せず、管だに應せざるのみならず、動もすれば人をして避易せしむるは、此の權力を主張せり、明治十六年の交、我が國へ始めて渡來せし、英人某の旅行記に(抄譯)

日本の労働者は權利を重せり、此一點は歐米労働者の遙かに企及す

べきところにあらず、余日本に漫遊せしとき、船横濱港に着せり、余は直に上陸し、車夫に命じて旅館に至らんとせり、途々車夫をして迅速に走らしめんと欲し、歐米并に支那に於て爲せる如く、鞭もて、車夫の背部を打てり、(歐米支那にては労働者等の怠慢せしとき、牛馬の如く鞭苦するを常とす)車夫怫然怒氣を發し、汝ち、赤髯奴、何故に予か背を打ど、大聲もて抵抗せり、余窃かに以爲らく、車夫の怒るは當然の權利あり、歐米の労働者は自ら權利を放棄するものあり、謝するに如かずと、金員を出して之を謝せり、車夫は金員を受取らずして曰はく、予、縦令貧せりと雖、汝か如き暴漢より謝金を取り、殴打されしを宥免すべきものにあらず、汝、悔悟せば相當の手續を経て來れど、余は止を得ず、旅舎の主人(余か宿泊所の主人)を仲裁人とし、一の謝狀を出して事済みとなれり云々。

此記事は區々たる一車夫の言に過ぎずと雖も、又以て其當時労働者が自ら重んじたるの一斑を推知し得べし、千變萬化定りなきは世体の情態か、彼の車夫か歐人を苦しめたるは、昔日の一話柄となり、今や労働者多數の精神は、一變して俠骨あるもの稀れに存すべしと雖も、概して言へば、絶無と云ふも、決して過言にあらざるなり、彼等は實に黃白の奴隸とされり、縱令毆打さるゝも、之を得んか爲めには秋毫も抵抗せざるあり、是れ尙ほ恕すべし、その甚しきに至ては、人情の忍ぶ能はざる己の最愛の子女をして赤髯奴輩のラシヤメン(妾)とせり、何んぞ前に俠にして、後に怯ある、若し夫れ斯くの如くにして止むなくんば、我國に奴隸を形造るの日、近きにあらんのみ、論じて茲に至れば轉た慨嘆に堪へざるなり。

彼等は何故に斯の如く、俄然性質を變じたるか、曰く社會の風潮之れを感化したるなり、決して彼等自らか需めたるにあらざるなり、彼等の多數は無學あり、無學あるが故に、物に感化さるゝも亦た速かあり、從來彼



等は良風美俗の下に生育せるを以て、其性質や甚だ愛すべきところありたり、然れども彼等の無學は世の進歩に伴ふを得ざるあり、伴ふを得ざるを以て、遂に劣者の地位に立てり、劣者の地位にあるが故に、衣食を得る頗る難し、彼等は常に曰ふ、文明の利器則ち鉄道、電信、其他の諸機械は世の益々不景氣を持ち來し、遂に我等労働者を此苦境に沈淪せしめたりと、此言簡なりと雖も、彼等労働社會の眞情を穿ちたるものと云ふべし。

衣食足て禮節を知るは人情の常あるべし、彼等は縦令無學の徒ありと雖も、良心のあるあり、衣食に欠乏なければ豈に好んで非道の所爲をなさんや、况んや日本の國徳、彼等の腦髓に浸潤せるに於ておや、彼等は不幸にも十九世紀の優勝劣敗場裡に立てり、勢ひ昔日の如く悠々たる能はず、苟も法律に違背せざる以上は、義理人情は第二に置き、財産を獲得するの一方に力を致さざるべからず、其結果終に彼等をして善美ある

氣性を失はしむるに至りたるあり、彼等の境遇眞に憐むべきか。

人は云ふ、労働者今日の慘狀を來したるは、第一天然即ち人口の増加せし結果として、勞力の餘剰を生じたる也、第二文明の進歩に伴ふを得ざるに因る、第一の原因は天然の結果なれば、労働者を責むるを得ずと雖も、第二の原因は自ら招きたる罪所謂自暴自棄の所爲なれば、常理に對し之を責めざるを得ずと、此論一理ありと雖も、退て考ふれば、大に然らざるもの、如し、論者の言へる如く、労働者か進歩に伴はざるは、労働者の罪なるへし、然れども、凡そ事を論せんと欲せば、須らく其境遇を觀察せざるべからず。

蓋し我國開港以來未だ四十年を出でず、然るに文明進歩の度は、頗る迅速にして無形上の制度文物は勿論、有形上の汽車、電信、其他機械等苟も文明の利器は、一として輸入せざるものなく、其狀、文明の根源たる歐米に凌駕せんとす、皮相上甚だ悦ぶべしと雖も、到底變則の進歩たるを免

れず、變則の進歩即ち秩序なき進歩は、多數の勞働者を困めり、何故に勞働者を困めたる、變則的文明の進歩の速力は、汽車の走るか如く駭々たるに、一般特に彼等の進歩の遅々たる、宛かも徒歩して之れと共に奔馳せんとするに異らず、到底汽車と同一に彼岸に達する能ざるや、實に見易き事實あるべし、勞働者か變則的文明進歩に於けるも猶ほ此の如し、普通以上の學識を有するものにして、而かも其進歩に伴ふ能はず、況して普通の學識なき勞働者の、之に伴ふ能ざるは、決して怪しむに足らざるあり、然るに世人は罪を勞働者に歸す、其意のある所を知る能はざるあり、良し一步を讓て、罪、勞働者にありとするも、徳義上國民は、彼等を救はざるを得ざるの義務を有せり、彼等縱令劣者となりて下層に位せりとするも、均しく同胞兄弟なり、既に同胞兄弟たる以上は、其兄弟たるものが窮困に陥るを見て、漫然看過するは、人情の忍ぶどころあらんや、苟も普通の徳義心あるものは、進んで之を救護するは正當のことなるべし、是れを之れ側隱の情とは云ふあり、然るを或論者は、之を放任せんとす、不人情も亦た極まれりと云ふべし。

次に論すべきは文明の利器の濫入是れなり。文明の器具とさへ云へば、人智の度を計らず、財政の如何を問はず、一も二もなく輸入せり、其結果として大に國家の財政(國家の財政の事は本書の干與したるところにあらざれば之れを論せず)を紊亂し、併せて勞働者に大恐慌を與へり、乞ふ、鉄道敷設地の沿岸勞働者に就て之れを徵せ、特に車夫馬丁に就て、貨物の運輸は勿論旅人は鉄道を利用し車馬の便を假るもの尠なし、従て車馬並に人夫の必要なきに至れり、直接に彼等は常職を奪はれたるを以て非常に窮困を極めり、其慘狀觀るに堪へざる者あり、其他諸機械の輸入ありたるが爲め、多數の勞働者を困めたることは、蔽ふべからざる事實なるべし、余は強ち文明の利器を利用するを以て、不可なりとするものにあらず、國財を謀らず、勞働者の危究に

陥るをも願みず、徒らに之を利用するは國家百年の長計にあらざるを信ず、故に余は敢て當局者に望む、將來深く此邊に注意あらんことをかく論し來らば、其責過半當局者にありて、労働者にあらざるや辯を待たざるあり、余は層一層之れを確めんと欲し左に一言せざるべからず。經濟學の原則に云へるあり、供給多くして需要少きときは、其價低廉に至ると、労働者賃銀の高低も此原則に外ならず、労働者の供給多くして需要少きときは、自然其賃銀低廉に至るや必せり、而して今日に於ける労働者の状況を察するに、一方に於ては、文明の利器の發達に伴ひ労働者の需要減少するに至れり、例へば從來十數人の力を要せし工事を機械力を利用せば、僅かに二三人にて成功するを得るか如き是れあり、又た一方に於ては、限りある帝國の面積なるに、人口の繁殖は年々歳々五十餘萬人に及べり、かゝる有様あるを以て、益々需要少くして供給者増加するに至るは必然の事なり、既に需要少くして供給多し

備主は此機に乗し、俸利を壟斷せんと欲し、出來得る丈け賃銀を低廉にし、使用時間を伸長せり、此の如く資本家か労働者を虐待するは、如何に經濟學上の原則とは云へ、志士仁人たるもの、傍觀坐視するに忍びんや、又た労働者と雖も、一片精神の存するあり、豈に唯々諾々彼れ備主の命に是れ従ふものならんや、志士仁人は、此慘狀を天下に訴へ、是れが救助をあさんとし、労働者は賃銀の増加を備主に要求せんとせり、甚しきは同盟罷工を企つるに至る、決して理由なきにあらざるあり。

余は論歩を進めて、現今労働者が受くるどころの賃銀を以て充分に一家を支ふるや否やを驗せんと欲す。

習練と器械とを要する職工例へば大工、石工、靴工等の如き、彼等が一人前の賃銀を得るまでには、少なくとも七ヶ年の星霜徒弟とありて、業務を習練し、其得業の曉に至るも、之れが労働に従事せんとするには、各自々辨にて其職相應の器械を要する職工にして、賃銀の最低廉あるは一日

金二十五錢、最高價あるは金八十錢(以上の賃銀は東京市に行はるゝ職工組合規則に據りたるものなり)を折衷し平均金五十二錢五厘と假定し、習練と器械とを要せざる労働者例へば車夫、燐寸箱結、燐火箱貼、車力等の賃銀最低廉なるは金四錢、最高價なるは金十八錢とし、平均金十一錢の賃銀とある此二者の職工則ち習練と器械とを要する職工と、習練と器械とを要せざる職工の賃銀を和し、之れを折半して其平均數を見るに金三十一錢七厘五毛の賃銀なり。

(注意) 此調査は素より杜撰なるへしと雖、多少根據とせしものあれば大なる誤まりなかるへし、又た某博士が日本の労働者の賃銀は一日金二十五錢なりとの調査と、大なる相違あるへし、されど余が調査せしは生活の程度最も高き東京市を標準とせしものなれば讀者、乞ふ、生活の程度如何に注目せられ、余が調査の甚しく、失當にあらずるを知り賜はんことを。

然る職工は日に金三十一錢七厘五毛の賃銀を得たり、而して彼等が日に

費すところの(元費にあらず)金員を數へ來らば人をして一驚を喫せしむ、乞ふ左表を見よ

精算表

収入之部

金三十一錢七厘五毛 一日の賃銀

支出之部

金二十九錢五厘 一日の經費

内 譯

金十錢五厘 一日の米代

但し一家五口と看做し現に労働に従事するもの、食料を五合とし、労働に従事せざる家族の食料を一人に付二合五勺とし米一升の代價下等米の相場金七錢とせり

金十一錢 一日の草菜料

但し労働に従事するもの、草菜料を金三錢とし其他を一人に付金二錢の宛

金 五 錢 一日の家賃

但し一ヶ月金一圓五十錢の割

金 三 錢 一日の雜費

但し薪炭其他湯錢等を含有せり

通計金二十九錢五厘

差引

剩餘金二錢二厘五毛

彼等労働者は、日に金二錢二厘五毛づゝの剩餘金あり、之れを一ヶ年に通算すれば、金六圓廿一錢二厘五毛となる、されど此剩餘金なるものは賃銀の内より、單に食任の費用を扣除したるものほして、被服、其他子弟

の教育費、器具修繕費等は算入せざるなり、蓋し此等の費用は時々必要ありと雖、彼の米穀の如き日々費消するものにあらざるを以て、爾かせしなり、若し之れを精算したらんには、餘裕とてはなかるべし、又た此剩餘金は一ヶ年三百六十五日、一日も休業せざるもの、精算あり、若し疾病事故の爲め、一日を休業せば、直に該金額より其賃銀を減せざるべからず、疾病事故は生存中あり得べきことあり、故に假りに一ヶ年間二十日休業せるものとせば、直に金六圓廿五錢減せざるべからず、彼を引き之れを減せば、剩餘金等は毫も之れなかるべし、曩きに政府は不景氣を挽回せんと欲し、勤勉貯蓄の二者を按出し、或は驛遠貯金の法を設け、或は大藏省内に貯金局を設置したり、何れも貯蓄の念慮を奨勵されたるものありき、其趣旨素より可なりと雖も、其獎勵に應ずるものは、中等以上の生計を營み、日常の家計上餘裕あるものいみにして、中等以下則ち労働者の如きは、絶て見るところにあらざるなり、さもあるべし、さもあ

るべし、前掲の精算を以てするも、勞働者は所謂擔石の儲なく、辛ふして妻子眷族を養ふに過ぎざるものなれば、何んぞ其獎勵に應ずるを得んや、彼等の内情此の如し、若夫れ一朝天災地變、若くは不慮の災害に遭遇せば、饑飢界に沈淪するに至るや、敢て喋説を要せざるあり、彼れを考へ之れを思へば、彼等勞働者今日の境遇に陥る、決して偶然にあらざるを知るべきなり、世の仁人義士以て如何となす、救濟策は後項にあり、就て見るべし。

### 小作人

世人皆云ふ、農は國の本ありと、余は將さに云はん、と欲す、小作人は農の本ありと如何に肥田沃土ありと雖も、之れを耕すものなくんば、瘠土廢地と擇ばざるあり、而して之れを耕し、之れを耘り、以て禾穀の収獲をかさいひるものは、誰れぞ小作人、自作人もあれども、過半は小作人なるを

以て小作人とすに、あらずして、何んぞや、故に曰く、農の本は小作人なりと。

既に小作人は農の本なりとせば、小作人は世に尊ばざるべからざるものはなし、げにや封建政治の下、貴賤貧富の階級盛んに行はれたるにも拘らず、農民はお百姓と稱し、其階級士の次に位し、工商の上座に在りたりき、又以て其當時農民の尊敬されたるを知るに足る、然るに今日彼等の境遇は如何、大地主を除く、曾だに尊敬を受けざるのみならず、奴隸の如く輕視さるゝに、あらずや、誰れか此狀を見なば、慨然たらざらん。年豊かなるに、民に菜色ありとは、近時憂國者の套語なり、余地方漫遊の際、此言の妄ならざるを發現せり、一日某村落に宿す、其村落は北陸の北隅に位し、米穀の産出を以て名あり、殊に余が漫遊せし當時は、平年に比し五穀豊饒にてありき、然るに彼等は、却て饑を愬ふるもの、如し、余怪んで其故を問ふ、彼等の曰く、地主は日に増し跋扈を極め、本年の如き例

年より二三割の収獲多きにも拘らず、其分配は平年と異らず、加之肥料買入の爲め、地主より借受たる金員の利子は、豊饒なるの故を以て、暴騰せしめたり、我等は豊年却て凶歳に如かざるやの感あり、又村費は年々歳々多きを加ふるに、市町村費は地租七分の一以上を超過すべからずと、法律にて制限しあるを以て、七分一以外の村費は、土地に賦課するを得ずして戸數割を以て徴収せり、斯の如き有様なるに因り、我等の負擔は漸次多きに至り、生活上頗る困難に赴けり云々、之れ或地方に於ける一小作人の言のみ、素より此談話を以て、直ちに小作人全体に及ぼすを得ずと雖、余をして大に其言の正確に近きを覺悟せしめり、則ち左に統計表を掲げて之れを論証せん。

年	度	米穀収獲高	一反歩に付
明治	十年	二四、四四九、五六二	未詳

同	十一年	三五、二八二、五四〇	未詳
同	十二年	三三、四一八、九二四	一、二八
同	十三年	三一、三五九、三二六	一、三二
同	十四年	二九、一七一、三八二	一、一七
同	十五年	三〇、六九二、三二七	一、一九
同	十六年	三一、一一〇、四九〇	一、一九
同	十七年	二六、三四九、八八三	一、〇一
同	十八年	三四、一五八、一六九	一、三一
同	十九年	三七、一一一、四二四	一、四二
同	二十年	三九、九九九、一九九	一、五二
同	二十一年	三八、二〇三、二七七	一、四四
同	二十二年	三三、〇〇七、五六五	一、二一

小作人

以上は明治十年より全二十二年に至る十三ケ年間米穀収獲高の統計にして之れを一反歩に通約せば、一石二斗六升九合強あり、但し明治十一年の反別不明なるを以て之を省き、十二年より二十二年迄十一ケ年の平均數なり。

彼等小作人は旦に星を戴て出て、夕に月を踏んで還り、全家を擧て終日營々役々是れが耕作に従事するも、其耕す處は、一ケ年辛ふして一町歩にして、収獲せる石數は十二石六斗九升強に過ぎず、此収獲高を假りに、借地料其他器具等に三分の一を費すものとすれば、其残り八石四斗六升は、全く小作人自身の収益とあるものにして、而して平年の米價を金六圓と假定し、それを正金に換ふるに、金五拾圓七拾錢なる、金五拾圓七拾錢の金員は、或は多きが如しと雖も、一ケ月に分賦すれば四圓二拾二錢五厘なり、此僅少なる金員を得るに方り、少くも小作人夫妻并に家族等三人以上の勞働を要するにあらざれば、能はざるなり、之を是れ勞力

と報酬との權衡宜しきを得たるものと云ふを得べきか、そは別問題とし、兎に角此収獲を以て、能く生活し得るか、彼等は幸ひにして、粗衣惡食に馴致せり、馴致せるが故に、敢て不平を訴ふるなきも、世の進歩は、終に彼等を黙々に附し去らしめず、或は伊豆の借金黨蜂起となり、或は秩夫(埼玉縣の一揆となり、或は天田郡(兵庫縣)の窮民、福地山の會合となる、其他之れに類する暴行を企つるもの、新聞紙上に續々見聞するところあり、其原因を探究するに、孰れも大地主の跋扈陸梁おさく、高利貸に劣らざるに因れるもの、如し。

是等の所爲は、皆ち小作人等が地主に對して、積鬱の爆發せる所のものなり、元より這般小破壞黨の暴行、恐怖するに足らずと雖も、余は天下一人の不逞の徒なきを期するものなり、豈に看過するに忍びんや、諺に云ふ、倒ぬ先の杖と、當局者猛省して可なり(救濟策後項にあり)

左の一篇は鳥尾子爵が、第四帝國議會貴族院に於て、地價修正の非



を演説せられたるものにして、地價修正問題に對しては、著者特に意見ありと雖も、小作人の慘狀を序述し、大地主の跋扈を痛論せられたるの點に於ては、著者平素の意見と暗合せるを以て、其要を掲ぐ讀者心して閱覽ならんことを庶幾す

### 鳥尾小彌太之演説

(前略)抑々地租の……地價の均一ならざると云ふことは唯均一ならざるのではない、均一ならざる所には必ず所以がなからんねばならぬ、又夫に伴ふ所の歴史と云ふものがなからんねばならぬ、又斯の如く不平均なる所の田地を持つて居る所の地主は夫を所有する所の歴史がなからんねばならぬ、是と是との不平均是を此者が取り此者が取る、と云ふことに附ては其不平均なる事情か其人に歸するには必ず歸すべき所の理由があつてはならぬ、此關係並に此歴史をすつと既往に立

戻つて一々講究したならば此不平均を以て國家に訴ふるべき理由は地主は決して持たぬこと、私は斷言する、茲で一つの判斷の言葉を下せば地價の均一ならざるは彼れ、是れ人類の財産の均一ならざるものである、と云ふことを本員は斷言する、若し各々其財産たる所の土地、其土地に屬して居る所の地價地租其物の不平均を……其物の關係歴史を消し棄て、仕舞つて唯天下を平等に見て曰く、天下の土地は天下の通有である、一國政府の支配する所は、彼に低く、是に高いと云ふ不平均は、あるべき筈のものではない、宜しく人民の負擔をして偏重偏輕のないやうにするのが國家の務である、斯う云ふのが丁度自分の田は誠に瘠地である人の田は沃地である宜しく國家は之を均一にせよ、又我田地は一段百圓で之を買ふ彼の田地は彼が一段五十圓で買つた、斯う云ふ價格に相違を生ずると云ふことはあるまじきことである、國家は宜しく田地賣買の上に於ても均一の定價を興ふべしと斯う云ふやうな

論と一ツことである、決して違はぬ、違ふやうに思ふて居るのは夫れは迷と云ふもの、所か今日一般の地主は斯様か不道理を大概申立て、國家に訴へて居るのに相違ない、若しも斯の如く土地を所有して居る者が土地其物の關係、歴史……其土地を所有した所の歴史をも棄て、仕舞つて斯様な理窟を國家に訴へると云ふことならば本員は此理窟は餘程方角の違ふ所に歸著すべき所のものである、土地田畑は天下の通有彼れ是れ平均あるべき筈はぬ、又一國政府の支配して居る所一國政府に對して義務を負ふて居る所のものである、決して彼れ是れ不平均等のことがあるべき道理はぬと斯う主張すれば此論理は日本の土地田畑は日本の人民に均一に所有せしむべしと云ふ論理に是はなり來る、又其土地から生ずる所の利益は各人民に均一に所得せしむべし之を均一に所得せしむるには租税を不平均に取立て、良田なればたんと取り悪田からは少し取立て、不平均に取立て、人民の所得の均一を保つべしと論ずれば此論理にも適ふが左もなければ此不平均説の道理は立たない、まさか天下の地主が斯様か道理を主張するのではあるまいと思ひます、唯今に持つて居る所の田地と云ふものよりして從來よりたんと所得が取りたいと云ふ所の人情即ち地主の感情であると本員は斷言致します、扱是から少し進まなければならぬ、地方に住居してゐる所の金持も貧乏人も盡く農民悉く百姓と云ふ名前を皆くつ附けて仕舞ふのは是は封建時代の遺風であります、封建時代の士農工商と國民の種類は四つに立てたる遺風であつて今日の事實實際から云へば謂ふ所の農民謂ふ所の百姓と稱する所のものも一概に農民とは言へぬ、種々生活の有様を異にして居ります、本員は此地面に附いて生活して居る所の人を大別して一には地主二には自作人三には小作人此三つに分たうと思ひます、其第一の地主は決して農民ではありませぬ、百姓ではないのである、地方の金持である、田畑さへ所

得の均一を保つべしと論ずれば此論理にも適ふが左もなければ此不平均説の道理は立たない、まさか天下の地主が斯様か道理を主張するのではあるまいと思ひます、唯今に持つて居る所の田地と云ふものよりして從來よりたんと所得が取りたいと云ふ所の人情即ち地主の感情であると本員は斷言致します、扱是から少し進まなければならぬ、地方に住居してゐる所の金持も貧乏人も盡く農民悉く百姓と云ふ名前を皆くつ附けて仕舞ふのは是は封建時代の遺風であります、封建時代の士農工商と國民の種類は四つに立てたる遺風であつて今日の事實實際から云へば謂ふ所の農民謂ふ所の百姓と稱する所のものも一概に農民とは言へぬ、種々生活の有様を異にして居ります、本員は此地面に附いて生活して居る所の人を大別して一には地主二には自作人三には小作人此三つに分たうと思ひます、其第一の地主は決して農民ではありませぬ、百姓ではないのである、地方の金持である、田畑さへ所

有すれば百姓と云ふことは今日の制度では是はもう事實決して當らぬ、本員なども聊かの田地は持つて居りますが決して百姓ではない、田地さへ持つて居れば皆百姓農民と云ふことは是は甚だ不當のことである、此區別は最も諸君の御記憶を願ひたい、自ら耕す者又人の田を借りてすら力耕する是は本當の農民百姓と申す者人に田地を貸して租税の上前をはねどる者がなんの百姓であるか、是等は丁度會社の株主か株券を持つて居るやうなもので、或は公債證書を持つのと同じことである、此種類が是からたんと出来るであらう、皆己は百姓己は百姓と言ふて威張りたはす大きな金持が斯う云ふことが是から先き随分出来すであらうと本員は思ふ、先づ此地方の金持をどの位あるものと私が段々調べた所が日本國中に五十萬人はかき、誠に少い此五十萬人と云ふものは地租十五圓以上納める者を先づさつと押へたので或は五十萬より少し内へ入つて居るかも知れぬ、併し此中には無論自作

者もあります、自ら耕す人もある、併し自ら耕した餘りは多く是は小作人に貸渡す、中中地租十五圓納めるものを一家五人位で作ることは出来まい、少々作男を傭つても出来ない、多くは是は小作に任せて作らせる、元來今日の如く下作を使ふても尙ほ幾分か田地から取上げる所得がある又人の田地を下作をしてもどうか生活が出来ると云ふ有様である、左すれば此地價の議論は地主と下作と斯う二つに分けたか本員は宜しからうと思ふ、何故かれば自ら己れの地を自作するものは下作の取分も又地主の取分も共に取ることが出来るから地方の困窮さどと云ふ問題は決して之に起るべき釣合はあるまい、又地租か高いか安いか云ふ問題は決して起るべき理由は本員はかと思ふ、扱全國の中に於て土地の利益で生活する者が大體どの位あらうか善く調べては見ませぬからはつきりしたことは申上けることは出来ませぬが七百萬軒位はあるかと思ふ殆んど人口で言へば二千六七百萬

四人と見たらば七百萬軒にすれば四七二千八百萬、三千萬足らず土地に依つて生活をして居る即ち夫は地主も自作も小作も日本の地面と云ふものに依つて生活をして居るものを私は指すのである、先刻もどなたかが日本は農業國ぢやと云ふことを言はれましたが如何にも本員もさう思ふ、然るに此大多數の中僅々五六十萬の人が此日本の耕作地の大部分を占めて居ります、地租十五圓以上出す五十萬ばかり位な人が日本を平均して見れば此土地の大部分を占めて居る、而して眞實力作する者………力耕する者から彼等は過重を税を取立てるに相違ない、調べて見ますと地租五圓以上を納める者が百五十萬ばかりあります、十圓以上納める者が八十萬ばかりある、尤も以上と申すものは百五十萬の中で地租十五圓以上のものを引くと残が百萬又其中に十圓以上の八十萬を引くと残が七十萬、もう一つ繰返へして申すと地租五圓を納める者十圓を納める者迄の間の者が七十萬ある、總計百五十

萬併し百五十萬と云ふものは大概戸主である、だから百五十萬軒と云ふて宜しい、併し其中から最前申した大數でありますけれども七百萬軒此土地に附いて生存して居る者がある生活して居る者がある、と見ると五百五十萬と云ふものは誠に五圓以下の小農であつて大概二三百萬やそこらは丸切り土地も何もない者に相違ない、地方の困難地方の困難と申すのは此即ち段々最前申した算盤の統計から取除いて差引残つて居る所のものがさつと五百萬軒とする、ちうと之に四つ乗けて………戸別四人と見ても四五二千萬人程の者がある所謂地方困難の實情であつて其實情に陥つてあるものに相違ない、まだ一四圓や四圓五十錢三圓や三圓五十錢二圓や二圓五十錢の地租を出す者は其中に在るに相違ないが併し比例的に之を減じて往きましたらば是も餘程数は少い、五圓から十圓の間が七十萬人しかない以上は一圓から五圓の間も恐らく百萬か逆も百五十萬とはない程のことであらう

と思はれる、左すればせうしても三百萬軒は之に四を掛けても三四の千二百萬人と云ふものは是は殆どあんにもない無資産のものである即ち人の田畑を耕して以て生活をして居る所の憐れなる即ち小民である、所が此地租改正とか軽減とか種々あることの出て来るのは即ち地方農民の困窮を口實として出て来ますが、地面もない貧乏なものに對しては、地租を悉く除いても決して利益する、……此者をして利益せしむる筈はない、別に方法があくては決して此多數の貧民を蘇息すると云ふことは決して出来ぬ、彼等も併し均しく國民には相違ありませぬ、地面のないために困窮を訴へることは出来ませぬ、一方では幸に幾分かの地面を持つて居て小作米をも取立て居て困窮を申し立てるのは誠に驚入つたる所の是は希望と云はねばならぬ、又その程までに土地を持つことが天下の地主……總ての土地を所有するが、いやならばは、土地の安いものに異れてやつたら一番善からうと思ふ、迷惑するに

は決して及ばない、左すれば天下の多數の小民は有難がツて決して租税が高いの安いのをなんぞと云ふ様な苦情を云ふものは一人もない、喜んで載きます、地所があればこそ苦情が出て来る、ないものゝ苦情はせうして出ませうか、其所で野垂れ死をせよと云ひませうか、彼等も皆悉く國民ではないか、斯く言へば地主の一部からは随分議論もありませう、中々地主もつらいと云ふ道理は何ぼうかありませう、併しマー夫があつても宜しい、餘地のあるつらいのだからないものゝつらいよりは我慢が出来る、元來今日の人には地所は一般の身柄の所有物の様にして唯其所有物に税と云ふものを掛けて取られる様に思つて居るが土地はさう云ふものではない、土地は殆ど人の手に渡らぬ前に於て租税と云ふものを負擔して居るべき性質である、詰り土地を以て迷惑の人は何時でも國家に御返しあさつたらば國家は請取るであらう、左すれば國家は又自ら耕して根氣に働くものに之を付與して、國民の多數の

生産を保たずからそう迷惑がるには及ばない、抑此又論を尙ほ一步を進めて申しますか、此ことに就いては天下多数の地主の人は己れの利益あり感情あり上から掛って来て居る所の一つの雲霧をどうしても破って貰はんにはやならぬ、本員は最も夫が希望である、マ、此貴族院には多額納税者なぞ、云って大變に土地を持つて居る人がある、其人等から先づ頭を一つ開拓して貰はんにはやあらぬ、凡そ天地間に住って居るものは土地に依らなかつたらば如何ある動物と雖も生を保つことは出来ずまい、虚空に生活することの出来まいと同じ譯て……」

又此總ての生産力は皆土地に據つて發達する、縦令勞力者があつても土地がなかつたらば一物も生ずることは出来まい、謂はゞ虚空に向つて耕すことが出来ぬと同じことである、此處等は幸に地主の人に能く聞いて貰はんねばあらぬ、是は大多数の人民は死するものと生れるものと幾らもありませんが詰り生れ来る所のものが多し、段々培増して生

れ來つて居る、之を國家が保育養成するには土地がなかつたらば如何なる國家も困るに相違ない、だから昔、王制の朝には口分田と云ふものがある、支那では井田の法と云ふものがある、是は土地をして所謂一己人に大層占有をされて他のものは誠に力を盡す所がなく、有することもない様になると云ふことは、昔から餘程是は憂へたものである、此通り此歴史から云へば今日の地主と云ふものは是は多くは昔から兼併の弊と云ふものが起つたのである、昔は之を兼併の弊と云ひましたか、今日は大地主と云ふて多い程貴ばれるけれども昔の物を識つたものは餘程憂へた、併せから本員が斯く論ずるのは天下の地主を決して憎んで申すのではない、又口分田とか井田の制を決して施さふと云ふでもない、併せから段々農民が土地を離れて、土地を有して居るものが農民ではないと云ふ事實が國家に甚しくなると云ふことは甚だ本員等の憂ふる所又斯様な有様は決して希望しないことである、之に就いて

は少しもツと善い制度でも立ッたならば、普く一般の農民が仕合せをするだらうと考へたこともありませんが、こいつも中々容易に行はれさうもない、是等の大體を皆さんが能く御考へなさつたならば即ち此案の如き、或は地租軽減等の如き、最も憐むべき小民には其恩が及ばずして殆ど餘れるに續ぐ様な、是は有様になることは必然である、且つ餘れるに續げば段々是は兼併の弊が起るに相違ない、之を早く申すと最前申したる所の先づ自作百萬人、其平均の地價を……自作百萬人はありませぬ、拾圓を納めるものは僅にありますがまわく、夫を負けて、たんどに見て百萬人もあるとすると此地價を四百圓、地租を拾圓納めるものとして、まわ過日衆議院に提出されましたこつちへ参りました三厘減……三厘を減じたならばどうなるかと云ふと地租拾圓を納めるものに對して一圓二十錢の減額となる、地租十圓を納めるものは四百圓の地價を保つもので随分是は善い、土地では品格の家であります

が夫に一年の猶豫が一圓二十錢出来ても決して其一家が豊饒にあると云ふことは本員等はあるまいと思ふ、併し段々是はたんと持つて居るものは一圓二十錢は十二圓になり十二圓は百二十圓となると云ふ様に上の方に往くと、是はたんと利益になる、と云ふも是は餘程憂へる地方の小農と云ふものは大概年々物事一杯に出来て居る、豊年だからと云ふてもさふ餘りもしないことである、其處へ以て往つて水災だとか旱損だとか或は種々の不幸或は家族の内に病人が出来るとか、色々意外なことが出来ると大變困窮に陥いる、困窮に陥いると金持の處へ持て往つて田地を質に入れると遂に取上げられて仕舞ふ、天下か無事太平風も吹かず雨も降らず、人間に病氣するものがある有様である、と云ふと此小農と云ふものもさふかこうか立ち往く途もあるが決して今日の人間の缺點から云ひましたならば此小農は年々さうも潰れる姿である、段々金持に土地を取られて仕舞ふ、逆も其處へ以て来て地

租十圓を納めるものへ以て来て一年に一圓二十錢を減じて往つたならば夫より下のものはどうして維持するか別段の方法を立てぬと此小農を國家が育んで程能く生存を遂げしむるに別段の方法があらざれば容易に出来ぬ唯一種の地方の豪農の兼併力を蓄へさする皆事柄とある、此法律案などは皆其通の事柄である、昔から徳川政府の時代各諸侯でも井田も口分田も行つて居りませぬけれども此兼併は随分心配して抑へたもので夫で今日の形をして居るのに今日は互に強い者と弱いものと貧乏人と金持と殆ど競争させる有様になつて居りますから段々に是は一層に倍を掛けて此兼併の弊は甚しくあるに相違ない、本員も曾て調べたことがあります、明治二十三年……明治廿二年でしたか是には日本全國中地租五圓以上を納むる者百六十萬人、夫から三四年経つて調べて見た所が五十何萬も日本國中では十萬軒かゝり潰れて居る、皆是は兼併されぬとは明なることである、あなたがな

る統計を取つて御覽下さい、彼れより低く年々五圓より低い四圓三圓と云ふ統計が出来たら實に是は著しきことであらうと思ふ、且つ此土地の上から云ふは中々開け盡して日本もたんどは殖むない、殖やして見ても中々瘠田あつて十分のことはない、其限ある所の土地です、其土地を占有して居るのか今日の地主と謂はなければならぬ、段々小作人を云ふやうな類が殖へて来る、明治元年から二十五年までは六百萬人ばかり殖へて居る、是は土地を持つて来たかど云ふにさうではある、皆赤裸で生れて来て而して土地は段々兼併せられてしまふ、生れる者は赤裸でたんと生れて来る、すると殆ど六百萬の人は九州全體を以つて住居して居る人よりは多い九州は五百六十萬人しかあつた、是れは此六百萬人のために九州丈の土地が二十五年間に出来なければならぬが何處にも出来て居らぬ、皆元の土地に住み相込み相込み合せて下作をして居る者である、愈々是に至つて地主の権力と云ふものは非常な



もので下作が多くなれば多くある程競争して作るやうになる、ひどくあれば土地を持つて居る者は手を濡さずして仕合せをして居る、是よりも十年廿年三十年も後にあれば下作をする者は倍にもあると申さなければならぬです土地は決して殖へない、段々兼併して少數の者が占めてしまふやうな傾きになる、是は土地を持つて居る人は須く考へなければならぬ、幸福の位置に立つて居るが能く考へないと間違ふ(中略)此議案はです、政府から出て衆議院を経過しましたが此議案の起つて来る謂はれと云ふものがある、其謂はれに向つて此の如く攻撃致して居るのである、此の如き地主は好位置に立つて居る、又一方にて云へば段々ひどく人が殖へて來、其殖へて來る人は此の如き貧民ばかり殖へて來ると云ふことに見なければならぬ、此殖へて來る所の即ち人、二十五年間に六百萬、此順で参りますると云ふと直きに千萬や千五百萬は段々殖へる人ばかりで三三十年の後はは大變なものにあつて來

るに相違ない、此殖へた即ち赤裸で生れて來る者をです、誰が世話をする此世話は國家がしなければならぬ、どうかして生産に有附ける工夫をしなければならぬ、雖て日本で今四千萬と云へば直きに五千萬に達する位な位置であります、國家が此の如きことは任務としてしなければならぬが其經濟を負擔する者はとんちや者が負擔するかと云ふに有る者が出すより外仕方がない、日本に於て有る者と云へば土地を持つた者が有る者の中でありませす、此の如く地主が多く之れを負擔しなければならぬ、今日現在酒の税を政府がたんと取つて居るが私は調べて見るに一千六百萬圓ばかり取つて居る、是は酒香の免許料でありますし其外に酒の税を別に拂つて居る、酒香料が一千六百萬圓ばかり金が出るが天下の土地を持つて居る者が三千八百萬や四千萬の金の出せぬと云ふことは理に於てないことである、是は頗る不思議なもので地方の困難もありませうが地方の困難は別問題であります、是は無い者

の困難で、有る者の困難ではない、斯様なことを申すと土地を持つて居らしやる御方は御迷惑かは知れぬがどうか此事は私の明論でも卓説でもない、普通の智慧のある人は直に分ることでまゝです、けれども是は地主やあんなぞ土地を持つて居る人だからさっぱり分らぬ、分らぬから一つ其頭腦を開拓して貰はねばならぬと私は云ふので、又政府には經濟學者もあり衆議院にも才學兼備の人が三百人もあるから是等の人は氣の附かぬことは無い、能く氣が附いて居るので、唯地主にこのい、何故こわいと云ふに今日の選舉權と云ふものは地方であらうが府縣會であらうが帝國議會であらうが多は是は土地の特權になつて居る、土地の特權に大概なつて居る、地方の縣會や郡會とか云ふやふなものは無論のこと此帝國議會の衆議院に於けるも大概選舉被選舉の權は土地の權から生ずる、殆ど人間の權利じやない土地の權である、土地を持つて居る者の權利に屬して居る、斯様に地主と云ふものは大權

力があり、最前申しました通り土地と云ふものは頗る幸福なる傾きであるに其上に向は大權力が政治上經濟上の上に於て頗る動かされて至當の權利に至當の意見を以つて居る者も夫がために意思を發揮することが出来ませぬやうな勢に今日は傾いて居る……未だ少し申さんければならぬが唯何處までも諸君に注意を願いたいのは本員の此の如く暇を論ずる所以のものは天下の地主か此の如く勢力ある所の者に向つてどうか一ツ自分上の利害を棄て、而して此國勢を脊負つて貰いたいと云ふのか熱心の希望である、決して攻撃するのではない、なせあれば殆ど従前は貴族政治、士族政治と云ふやうな有様である、そこで王政一新にあつて殆ど貴族士族の勢力と云ふものは社會に及ばぬことにあつた、今日は皆地主政治と云つて宜しい日本一般の士族女でも戸數で四十萬有餘あります、今日の帝國議會の衆議院の選舉被選舉權を持つて居る者は五十萬程ある、昔の士族と大

概其數を等うして居るものであります、随分此權力と云ふものは熾きものである、此權力の使用上に附いて矢張少數政治に陥って仕舞う、元來今日御維新になりましたして封建の政府が御廢止になつて今日立憲の政體に赴いた、是には一つの國家の意思希望と云ふものがあつたに相違ない、人々の意思希望ではない人々以外の國家の意思希望があつたらうと思ふ、此國家の意思希望は殆ど即ち滿天下の地主の意思希望に取ツ換へられて仕舞ふと云ふ今日の有様に陥つて居るから本員等はどこまでも主張する此國家の意思希望はあなた方大概茲に列して居る御方は明に認めて居るに違ひない、徳川覇府の時代より是は起り來つたる所の國家の意思希望である、徳川覇府の大政を朝廷に返上したのは何のためであるか、此國家の希望意思をして満足せしむることが出來ぬ、充たすことが出來ない、其希望意思だけの責任を執り能はあいと云ふ所からして、徳川政府は太政を返上したに相違ない、さうであり

ませう、皆諸君御存知でありませう、唯國家の希望意思があのいのにそんなことが出来る筈がない、又三百の諸侯は今こそ誠に尾緒のない様な所があるか知れませぬが何にしる三百の諸侯は堂々たるものである、是が何に依つて皆封土を返上したものである、封土を納めたのは何に依つて納めた、保つべからざるものと云ふことならば其前に於ても保つべからざるもの、皆是は國家の意思希望に伴はれ、又國家の意思希望に伴はれつゝ、此の如きことが行はれたに相違ありません、又全國四十餘萬の戸數で二百萬以上の士族が甘じて主従の分義を抛つて顧みなかつたのは何のためであります、あなた方が誠に能く經過して實際に眺めて居りますから能く御分りにあります、ませうと思ひます、此一種嚴然たる國家の意思希望と云ふ者が御維新前から確定して居る、此意思希望に伴はれて今日まで進んで參つたに相違ない、左すれば此國家の意思希望は今日申す迄もない、業に已に決定して居る、此國家の根軸と

共に定ッて居る、だから此の如き大變遷を過經して秩序が紊れぬ、又  
 名譽權威利益特權を抛ッて人が怨まない、能く御考へなされたならば是は  
 事新しく言はぬでも能く分ッたことで而して此國家の希望意思が今  
 日殆ど七八分に達して大に發せやう動かうと云ふ所の場合に至ッて  
 一頓に挫折、どう挫折するかと云へば天下の地主が錢を出さない、租稅  
 を出すことが嫌やだ成るだけ減じて呉れ、いや軍艦も造らぬ、いや政  
 費節減とか何とかかんとか言ッて唯己の田に持ッて行ッて水を引く  
 考へばかりをすることに陥ッて居る往き詰ッて仕舞ふ、此希望意思と  
 云ふもの……國家の希望意思と云ふものは言はぬでも諸君は分ッ  
 て居る、外國の侮辱を憐き國權の不振を悲み皇國の安危存亡を人々自  
 ら任じ自ら憂ふて起り來ッたる一大國家の希望意思であるが此外國  
 の侮辱國權の不振皇國の安危此の如き所のものはどうあッて居りま  
 せうが此の如き國家の希望意思は一頓に挫折して仕舞ッて而して

夫に依ッて起ッたる所其眞は日々に迫ッて居るではありませぬか御  
 維新前より今日ちまッとも退いて居らぬではありませぬが其儘ある  
 ばかりでない段々迫ッて來る、若し今日に方ッて此目的を秩序的に達  
 することが出來ぬ以上は謂ふ所士族以上の道義、義理は決して之を  
 義とも言はれぬにや理とも言はれぬ、恰も時勢と云ふは天變に遇ふて  
 から利益榮譽を悉く失ッて仕舞ッたものと等しいものである此の如  
 く國家の犠牲に供し來ッたる所の義心はちよッとも貫かぬ、其結果を  
 見ない、誠に此國家の希望意思と云ふものは能く諸君と共に講究をも  
 し能く明に任じて以て此御維新前に起ッたる所の意思を貫いて即ち  
 御維新前後に起ッたる所の國家の憂を排除し國家の求んねばならぬ  
 所の利益を身に求めて後世子孫に對して裁判か我々が責に立つ所の  
 位置まで是非共此ことは進めて行かんねばならぬ、之を進めるには  
 今の地主と云ふものに持ッて行ッてせんと一ツ突當る、士以上は此の

如き國家の意思希望と、伴ッて行かねばならんのが茲に至ッて地主と  
 突當ツた、此意思希望は此下の方にはまだある此下に十分含蓄して居  
 る、地主と云ふものが一枚間にビシヤとなツてどうでも是は通さな  
 いが、どうでも是は通して貰はんねばならん、是はどうしても國家の希  
 望に伴ふて貰はねばならん、此人等が即ち最前申した國家の希望意思  
 に快く伴へば即ち御維新以來上下苦んだ所の即ち國家の希望も幾つ  
 が達するに相違ない、何となれば是等の人は日本今日の上に於て有力  
 ある人達である、是は本員の熱心に主張するところのものである、就て  
 此即ち地租特別改正地租軽減等の案は皆悉く地主や何かのために毒  
 を飲まされ他日國家の本務………任務を此人等が盡し能はざるのみ  
 ならず遂には今謂ふ所の多數の人民貧民のために國家と共に他日此  
 苦惱………苦しみを受けることは本員は斷言して置きます、何となれ  
 ば此人と云ふものは裸である、救もなく裸で無生産で置いたならば決

して秩序することが出来ん、出来んのみならず治めることが出来んも  
 のである昔も能くあつたせう百姓一揆でも起つたらば少し金持の所  
 に行ッて敵さ壞はして仕舞ふ、夫と同じで能く此所を御考になツて此  
 ことを任じ、さうして多數の人民を北海道に移して宜ければ北海道に  
 移す又夫に生産事業を與へるからば與へる、さうして小民は小民の夫  
 々生産にあり付く途を開き、一方には國權を維持して以て此外國交通  
 の中に立ッて我人民が國權維持のために進んで力を致し又世界に押  
 出して即ち世界に競争し能はざるのみならず常に常に敗北の地に陥  
 ヲつて來ることはどこまでも防がねばならん、是は今日の機にありま  
 す之を四五年此儘で抛ッて置きましたからば仕方がない、先づ本員は  
 此案に反對する所以並に天下の土地所有者に向ッて泣血して忠告を  
 致す、先づ此邊で置きます

### 貧民問題

貧民救助の可否は、當今の一大問題あり、然れども余之れを論ずるを欲せざるあり、何となれば、本問題たる恰も吾等兄弟姉妹が水火の災に罹りつゝあるに際し、彼は自ら此災に陥りたるものありとし、漫然看過すると同一般にして、苟も憫隱の情あるもの、忍ぶ能はざる所あればあり、世に一種の論者あり、貧民救助は公費を以てすべきものにあらずして、慈善家に一任すべきものありと、今其理由を聞くに、第一、貧民にして公費の救助を受くるの權あるに至らば、其救助の厚意に感せずして、却て怠慢心を獎勵するに至るべし、第二、我國民は道德の性質に富めるを以て公費を以て貧民を救助すべき必要なきあり、第三、公費を以て貧民を救助するに至らば、慈善家の憫隱の情は、漸次に減却するに至るべし、第四、貧民の數増加せしむれば、之れを救助せざればとて、社會公衆の安寧を維

持する能はざるの虞なし、第五、貧民は公費を以て救助すべきものにあらず、何となれば、公費は公衆一般の爲に消費すべきものにして、一人一己の爲めに使用すべきものにあざればあり云々、此論一理あるが如しと雖も、余を以て見れば、大に其然らざるを覺ゆ、乞ふ逐次之を論せん、第一の理由に就て、論者は貧民を公費にて救助せば、却て怠慢心を勵すと云へり、然れども是れ皮相論のみ、救助の方法にして宜きを得れば、決して此等憂あきは余の保證する所なり、如何に貧民は廉耻の何物たるを解せずとするも、是非善惡を識別するの能力則ち良心のあるあり、好んで業務を怠り、救助を受けんと欲するものあらんや、況んや我國の貧民は、歐洲各國に於ける懶惰に原因せる貧民と異にして、過半不慮の災害に罹り、貧困に陥りたるものあるに於て、や、論者の杞憂は最小事にして之が爲に、救助せずとするは、苛酷も亦甚しと云ふべし。

第二の理由に就て、我國民は道德心に富めるに依り、特に公費を以て救助せざるも可なりと云ふにあれども、要するに、姑息の論たるを免れず、論者の云へる如く、我國民は慈善心、義侠心に富めるなるべし、然れども是等の慈善や、義侠や、直接に一部の罹災者其者にのみ施さるゝも、無告の境界に彷徨せる天下幾百萬の窮民に及ばざるなり、若し夫れ余が説にして、疑わらば、乞ふ窮民各自に就て、之を質せ、是をしも慈善家多し、義侠家多しとして顧るなきは、果して如何なる意思ぞ。

第三の理由に就て、論者は道德の衰頹せんとするを、慨嘆するものゝ如し、余も亦其點に就ては、同意を表するものあり、然と雖も公費を以て、窮民を救助せば、慈善家の惻隱の情を減すと云ふは、少しく杞憂に失することなきか、余常に思ふ、國民舉て慈善家たれ、義侠家なれかしと希望するものあり、此希望は、獨り余のみならず、苟も博愛を以て自ら任ずるの士は、皆爾か欲するなるべし、去れば論者が特に慈善家のみに重きを置

き、惻隱の情、減却す云々といふは、道德學上否、道義を重ずるものゝ希望に反するやの嫌ひなき能はず、要するに論者は道德學上消極的正義の義務を標準とせるものにして、積極的慈善の義務、即ち人は已れの欲す處人に施せとの概念、普通人類に存するを忘却し、立論したるに因る、故に曰く、公費を以て貧民を救助するも敢て道德減却するの虞なしと。第四の理由に就て、余の寡聞なる、未だ曾て貧民増加するも、安寧を害せずと云ふ理論、并に實際上無害なりと云ふを、聞かざるなり、蓋し奇論と謂可し、諺に云ふ貧の盜賊と、人究すれば、假令普通の智識を有し、理非曲直を識別するの明あるも、衣食の急務より、現に其行爲は不善なりと知りつゝ、惡事をなすに至るは、已むべからざるの情勢あるべし、彼の革命主義を負びたる、社會黨が、各國に蜂起し、國安を害するは、重もに貧民の團結にあらざるは、ちし、此實例あるにも拘らず、安寧を害せずと云ふは、余甚だ之を解するに苦む。

第五の理由に就て、此理由は頗る興味あり且つ價值あるもの、如し、是れ亦た論破せざるを得ざるあり、論者は公費の性質より立論し、一部人種の爲めに、公費を費すは正理にあらざると云ふに在り、假りに本論にして、政理學上の原則なりとするも、毫も爲政家の齒牙に介するの價值なし、夫れ公費其者の性質たる、人類共存の必要より生ずる、經費にして、苟くも其目的則ち余等國民共存の爲めに費すもの、あれば、公費を以て、支辨するも、決して其性質に違ふものにあらざり、良し、一步を譲て、政理の原則ありとするも、時務を議るは爲政家の要訣にして、些々たる理論に拘泥し、國家百年の長計を誤るか如きは、爲政家の所爲にあらざるなり。

以上五個の理由を辨駁せし點より觀察すれば、貧民は彼の獨逸に於ける如く公費(市町村費にても)を以て支辨すべきものあるや論を埃たざるなり。

夫れ貧民なるものは、假令一時生存競争の結果として、劣者の地位に陥

りたるものありと雖も、素と是れ一個の人類にして、自由平等の權利を有せるものなり、然るに彼等は不幸にして此慘塞に沈淪す、吾人同胞たる者、之が權利恢復の道を講ずるは、正に義務なり責任なるべし、而して日本現時の貧民の情況并に其原因を探究するに、轉た人をして憐悲の情を惹起せしむ、余は其原因より論せんと欲す。

先づ貧民の原因を大別して三種とす、第一自他の原因(外部の關係より生ずるもの)第二自己の原因(自身より生ずるもの)第三天災地變是れなり。

### 第一 自他の原因

自他的原因を別て二種とす、曰く自然の勢力、曰く施政の善惡、自然の原因とは、例令ば人口増加して、勞働者多きに至るが爲めに、自然勞働者の需用なきに至り、終に貧民を増加するが如きは、是れあり、施政の善惡の貧民問題に、大關係を有するは、敢て辨明を要せざるも、明瞭あるべし、然りと



雖、余は一例を擧げ一層本論を證據立てんと欲す、彼の車夫舟子等が切々華々、東に挽き西に漕ぎ、僅かに得たる所の賃金は、一家數口をだに養ふに足らず、然るに此間に於て節約又節約、二錢と積み、三錢と累ね、年々納むる税額は、實に車税金六十八万七千四百五十餘圓、船税金二十七万八千四百五十餘圓、廿四年の統計に據る、合計金九十六万五千九百餘圓にして、此税額は、國家の大經濟より見れば、些少あるが如しと雖も、細民の經濟よりすれば、實に大なるものにして、年々歳々不納税者の多きに至るも、必竟税額重きが爲めなり、是れ余が責めを施政其者に歸する所以なり、其他政府が各個人に保護を與へて商業を營ましむるが如き、小作人を保護せざるが如き、皆亦貧民を増加するの原因たらざるはなし。

第二、自己の原因。……

自己の原因を分て三種をさす、曰く能力者、曰く無能力是れなり、能力者

とは、理非曲直を識別するの能力を有するも、幾多の事情例へば一時の疾病、職業の缺乏、賃銀の僅少等若しくは自己の怠惰より發生し、貧民界に陥りたるもの即ち是れあり、而して一時の疾病、職業の缺乏、賃銀の僅少等より窮困を極めたるものは、眞に憐むべきものにして、之に向て十分救済の道を講ずるは國民の本分なるべし、何と云へば、是等の貧民は、自活自計の思慮あるも、疾病は自己の労働をさすの妨害物たり、職業の缺乏は如何に職務を精勵し、賃銀を得んと欲するも、之れなければ従事する能はず、賃銀の僅少は營々役々、匪勉努力業務に従事するも、賃銀僅少にして、數口の家族を育養する能はず、以上の原因にて遂に貧困に迫りたるものなればあり、而して自己の怠惰の爲め貧民とありたるものは、所謂自暴自棄にして、彼等自身自ら招きたるの罪なれば、之を救助せざるは勿論、天下民人の擧て擯斥せざるを得ざる者あり、孰ら我國に於ける貧民の情態を察するに、怠惰に原因せる貧民は稀にして、前者即ち

自立の思慮あるもの其多きに居れり、是れ不幸中の幸ひあるべし。無能力者とは、身體上の缺乏、心意上の缺乏、身體自由にならざる者(生れ落ちの不具者)におらずして不幸廢疾に罹り勞働し得ざるものを云ふを云ふ、例へば身體上の缺乏せるものとは、盲聾聾の如きものを云ふ、心意上の缺乏とは、癡癡白痴の如きものを云ふ、身體自由にならざるものとは、老衰者幼弱者の如き者を云ふ、無能力者の貧民に陥りたるは、殆んど天賦の貧民とも云ふべきものにして、宗教家の前世にあせる罪業を現世に果す者なれば、敢て之を救濟せざるも可なるが如しと雖も、余は宗教家にあらざれば、其論は宗教家其人に托し、之を論せず、單純に觀察を下せば、無能力者程可憐なるものはあらざるべし、今夫れ無能力者其者の性質を解剖するに、彼等の精神は一點の私心なきも、不幸災障が此者に向て惡果を興へ、或は不具者とし、或は身體自由ならざるに至らしめられたるも、然るに世の論者は、此可憐なる不具者に向て救助の策を

講せざるは何ぞや、今其理由を聞くに、無能力者は所謂世の厄介人にして、利用厚生的一片だも興へず、寧ろ拋棄するに如かずと云ふにあり、此論經濟學上より見れば、可なるが如しと雖も、苟も慈善的觀念を以て之を論せば、奮て救助せざるを得ざるあり、無能力者は、自ら招きたる罪にあらざることは、論者と雖も是認するところあるべし、然るに無能力者が徒食すればとて之を責むるは、殘忍も亦甚しと云ふべし、余嘗て聞く、古昔信州の土に、齡古稀に達すれば徒食者なりとし、姨捨山へ遺棄せりと、今日之を觀察すれば、此所爲果して道德に合すと云ふを得べきか、何人ど雖も其不可あるを知るべし、是れ一種の實例に過ぎざるも、亦以て論者が所謂無能力なる徒食者を救助せざるの非を悟るべし、況んや道德の要義は、積善を必ずに於ておや。余は是より統計表に就き、貧民の狀態を論せん。

官金救助の人数

明治十九年 一、八六一七 人

明治二十年 一、九三一六

明治廿一年 一、八三九四

明治廿二年 一、七八四五

明治廿三年 二、一一五六

通計九万五千三百廿八人

平均一ヶ年一万九千〇六十五人六分

我が國の人口は四千万人あり、而して此人衆中一万九千餘人は、無告の窮民にして、現然公費の救助に據り、辛ふして露命を繋げるものなり、其他公費の救助を受けざる、所謂慈善家の恵を得て、口を糊するもの數十万を以て算ふべし、西哲言へるあり、其國の盛衰を知らんと欲せば、貧民の數を算ふべしと、豈に警戒せざるべけんや。

官金救助の金員

明治十九年 六、七八八四 圓

明治二十年 六、八六五〇

明治廿一年 六、二四一一

明治廿二年 七、一八三三

明治廿三年 一、二、八八七二

通計金三十九万九千六百五十圓

平均一ヶ年金七万九千九百三十圓

棄 兒 の 數	棄兒養育費 但し公費のみなり
明治十九年 五、七四六 人	二〇、一七七 圓
明治二十年 五、七八三	一九、四五九
明治二十一年 五、五七六	一九、一二二
明治二十二年 五、三四九	一九、九六五
明治二十三年 五、四三一	二八、七六一

通計二萬七千八百八十五人	通計金十萬七千四百八十四圓
平均一ケ年二萬千四百九十六圓六十錢	平均一ケ年五千五百七十七人

誰れか己が子を愛せざるものあらんや、強惡無道なる平清盛は其子重盛の死を哀み、一時眩暈せりと、清盛にして尙ほ此事あり、況して普通の道徳心を有するものは、感情上己が子女を棄つるに忍びんや、然るに之れをも省みず、其之れを成す所以のものは、要するに、脊に腹は替へられずとの俚諺に洩れずして、己が衣食に缺乏せるを以て、止むを得ず其子を遺棄するものあり、其心情、誠に憐むべきことどもなり。

在 監 人 の 數 但己決囚人のみなり

- 明治十九年 六四、三八八 人
- 明治二十年 五八、七二九
- 明治二十一年 五五、〇八六
- 明治二十二年 五二、五〇六

明治二十三年 五九、一〇一

通計二十八萬九千八百三十人

平均一ケ年五萬七千九百六十四人

在監人中には、善意を以て國家の爲めに罪を得たるものあるべしと雖も、過半は常事犯即ち破廉耻罪を犯せるものあり、天下何人か好んで、犯罪者たるを欲せんや、思ふに彼等が破廉耻罪を犯するに至れるは、多くは、衣食の缺乏、終に之を致さしむるものなり。

強窃盜の度數

- 明治十九年 四一、〇四二
- 明治二十年 三三、一三七〇
- 明治二十一年 二七、五五二五
- 明治二十二年 二八、五六五六
- 明治二十三年 四四、四五六二

通計百七十四萬四千五百三十五件

平均一ヶ年三十四萬八千九百〇七件

周公の治世、道遺物を拾はずと、饒季の今日、此事得て望むべからずと雖も、庶幾くは盜難の數益減少せんこと望ましけれ、然るも統計表に因れば、全く正反對に出で、年々歳々多さを加ふるの傾向あり、何たる凶兆ぞ、讀者乞ふ、其原因を推了判知せよ。

### 救濟策

一利あれば一害の之れに伴ふは免かるべらざるの數乎、世の識者諸氏が、細民の悲境に、滲落するを憫れみ、筆を焉として、救護に怠らざるは、惻隱の情あれば、亦、然るに細民等は、如何に確乎たる識見と、嚴乎たる自重心なしと、はいやながら、動もすれば、爲めにするものい、煽動に乗じ、恩

惠上の救護を、直ちに己が當然受くべきの權利ありと、誤認し、成すべきの業を、務めずして、無暗に賃銀の増加を雇主に迫り、甚しきは同盟罷工を企つるに至る、余は同盟罷工を、絶對的有害物なりと云ふ者に、わらず、當だに有害物視せざるのみならず、時としては雇主の陸梁跋扈を、矯正するの武器として、此行爲を獎勵するものなり、然れども、彼等が放恣遊惰所謂自暴自棄に、基ける同盟罷工は、擧て排斥するものあり、かく論じ來らば、救濟の法は、至難なるものは、あらざるべし、余の不才ある、兩者の間を、調停緩和し、和氣霽然たらしむるの明案ありと雖も、居常考ふるところのもの、を左に掲げぬ。

#### ●労働者の救済策

##### 第一 労働時間の制限

一當今の労働時間は、頗る長きに失し、労働者の困難云ふに、忍びず、故に通常一日十時間を、超ゆべからず。

但し労働者自身嗜好するものあれば、この時間を超ゆるも妨げなし。

二 幼者婦女の労働は、其力相應の工事并に時間に制限を設け、衛生を害せざる様勉むること。

第二 労働者の組合を設くること

我國の労働者は不規律にして、就業時間若くは賃銀等に差違あり、是れ必竟組合の設なきより、來れる結果なり、之を匡正せんには、同業職工間に一定の組合規則を設け、之を標準とするに如くはなし、是れ一方に於ては資本家の跋扈を防ぎ、又一方に於ては労働者各個の就業を獎勵す、所謂一舉兩得の策なるべし。

第三 賃銀を増加すること

我が國目下の經濟より見れば、労働者の賃銀は最低下なるものにあらず、無形的労働を亦するもの即ち官吏、代官、人醫師、教員等に比較す

るに非常の徑庭あり、故に之を増加するも、決して害なきを信す、聞く米國の労働者中、習練を要する鍛工、大工等は、洋貨一ドル半乃至五ドルありと、如何に生活の度高き國ありとはいへ、其高價なる知るべきあり。

第四 組合保護法を設くること

労働者の賃銀は、多くは日給にして、一日休業せば一日の賃銀を減せざるを得ず、故に一朝疾病事故あれば、直に家計上に大影響を及し、往々貧困に迫るものあり、是に於てか、組合保護法を設け、日に賃銀の内より幾割を離出し、不時の變起らば、組合より離金せる金員を以て其者を保護し、以て飢渴の憂へなからしむるに在り、去れば、労働者自身は悠々として就業するを得べし、是れ組合保護を設くる所以なり、論者或は云はん、組合保護を設くるは、美は則ち美ありと雖も、實行し得べからざる空論なりと、余思ふに實行し得べからずとして之を排斥

するは、迂に失するものと云ふべし、労働者の賃銀は假令僅少ありと雖も、前に掲げたる如く、日々數錢金の餘裕あればこれを醸出せしめんとするあり、又況んや前項に論せし如く、労働者の賃銀を増加せざるを得ざる時期に到着せるを以て、早晚實行するに至るべければ今より一層剩餘あるに於てをや。

第五 労働者各自の道德を高むること

今の労働者の徳義は、古への労働者の徳義と比較するに、古への労働者は頗る義侠心に富み、各自の徳義を重んじたりしが、今の労働者は大に之に反し、徳義心は絶へてなきものゝ如し、徳義の行はれざるは獨り労働者のみにあらずして、普通民人皆然るが如しと雖、要は、此廢類せる徳義を匡正せずんば、將來大患を惹起するの憂なしとせず、敢て此項を設けり、その之れをなすの方法は、宗教家、教育家の力を借り、時々講談會等を開き、道德界に誘導するにあり、去れば道德の發達と

共に高尚なる氣性を養ふに至る。

第六 資本家は利益の幾部を労働者に分與すること

例へば、資本金千圓を出したる事業にして、利益ありたるときは、千圓の利子(壹割五分)百五十圓と、其事業に要せし賃銀總計三百圓と假定せば、百五十圓と三百圓と和し、之れを標準とし、左の如き比例を以て労働者に分與す。

1000(資本) : 450 (利子) + 賃銀ヲ和シタルモノ = 150 (利子) : 〇

資本家ノ所得

1000 : 450 = 300 : 〇 (賃銀)

●小作人の救済策

第一 借地料を減少すること

我國の借地料は高價にして、小作人の堪ゆる所にあらず(前に高價なる點を論出しおれば茲に略す)故に之を減少するも、決して過當にあ

らざるなり。

## 第二 備荒儲蓄法を設くること

我國備荒儲蓄法あれども、獨り公共事業に属し各個人間に行はれたるものなきか如し、余が所謂備荒儲蓄と稱するは、各個人間に行ふ所のものにして、古の義倉も同一なるものなり、尙精しく云へば、年豊饒あるに方り収穫の幾割を醸出し、不作の時に際し之を給與するに在り。

## 第三 信用組合法を設くること

第二期帝國議會に於て、品川元内務大臣は信用組合法を提出せり、余は品川大臣と政治上に於ける主義は反對あるものなりと雖も、信用組合法に就ては、絶對的同意を表するものあり、世間已に信用組合法の必用を認めたるを信するを以て、茲に賛せず、單に憂るところは、組員各個人に信用を置くを得るや否やにあり、然れども着々徳義を

進むるの途を講じ、之を實行せば、決して能はざることあらざるべし。

## 第四 小作人にも勞働者救済策の第五項を適要す

### ●貧民救助策

貧民救助問題を講ずるに先て、我國の貧民は、如何なる原因より胚胎せしやを論ぜざる可らず、是れ恰かも醫師が病源を窮め、治療を施すと、同一般にして、貧民の救済策を講ずるには、其原因を探究せずんば、能はざればなり、熟く我國の貧民を觀察するに、其内には、鰥寡孤獨廢疾不具の者あるべしと雖も、壯丁の一男兒にして、食を街路に乞ふもの多きが如し、是等の内情を窺ふに、如何に就業せんとするも、資本の缺乏若くは職等の缺乏等にて、終に此苦境に陥りたるものあり、事體既に此の如し、故に余は救済策を二途に分て之を論せん、即ち無能力者に對するものと、能力者に對するものと是れあり。

### ●無能力の貧民救済策



市町村費を以て救助すること。

政府は第一議會に於て貧民救助法按を提出せり、元より完全ありと云ふべからずと雖も、其精神に至りては、余は同意を表するものあり而して無能力者の如きは、市町村費を以て支辨するは、正當の義務なるべきを信ず、論者或は云ふ、無能力者は天下の厄介者にして、一市町村の負擔に歸すべきものにあらす、何となれば交通便利の今日、假令無能力者と雖も、轉々移住するは、容易の事なり、然るを一町村に、之を負擔せしむるは、實際に於て不都合を生ずるものあるを以て、宜く國家の經濟に一任すべきものなりと、此論一理ありと雖、余は古來の習慣上、又は道徳上よりせば、市町村費を以て支辨するは決して不當にあらざるべし、古へ五人組七人組と稱し、其組合に於て、廢疾者等ありたるときは、互に救助せり、此美俗は今日殆んど消磨せるが如しと雖も、自治制度實行の當今、此美俗を回復し、自治の實を擧るは、當さに勉

むべきのこともあり、是れ余が無能力者の救助を市町村費に委する所以あり、其手段方法は當局者其人に一任するも可なり。

#### ●無能力に非ざる貧民救済策

#### 第一 移住

我國の内地は、人口の増加と文明の利器は、勞働者の需用少きに至れり、之が爲め數万の貧民を輩出するに至るは、蔽ふべからざる事實あるべし、之を救済するには、國家の經濟を以て、北海道若くは諸外國の内、土地豊饒なる地をトし、充分なる監督を與へ、之を移住せしめ、業務に就かしむるにあり。

#### 第二 條例を設け、怠惰に原因せる貧民を罰すること。

怠惰に原因せる貧民は、彼等の腦髓に一片の道徳心なく、苟且偷安是れ事とせるものなるを以て、之に向て十分苛酷ある刑罰を科し、之を懲戒し職務に従事せしむるにあり。

括論

論者或は云ふ、汝が憂ふる如く、多數の細民は、不平を懐く、かく彼等は寧ろ太平の歌を歌ひつゝ、あるあり、之を確めんと欲せば、乞ふ、煮賣茶屋居酒屋等に行へて見よ、彼等は鯨飲馬食の快樂を貪ほるにあらざるや、かゝる豪奢を極むるにも拘らず、之に向て、救助の道を講じ、若しくは權利を主張し、呉れんと欲するは、却て彼等の精神奢侈を増長せしむるの一要素を興ふるに異ならずして、弊害こそあれ、毫末の利益なかるべし、然るに卿等は之をしり省みず、社會主義を唱ふるは、虛無黨(露國)社會黨(獨逸)等が己れ等自身適當なる生活の途を求むるに窮するの曉、細民を煽動し、暴行をなさしむると同一般の所爲にして、國の治安を害する蓋し之より大なるものはあらざるや、  
余以爲らく、此論一見以て美あるが如し、と雖、到底皮相の論たるを免か

れず、試み疑問は、凡論者の所謂鯨飲馬食の驕奢をなす細民とは如何なる種族を云ふやと、論者必ず答へん、三府に於ける車夫、一連中なりと、論者若し余の推測を以て否なりとせば、教示を垂れよ、此推測にして信ありせば、論者の眼の豆小あるに驚かずんば、あるべからず、凡そ國家の経倫に關する議論をなさんと欲せば、眼光を活大にし、日本全体の事情を観察せざるべからず、苟も一局部のみを観察して之れが論斷を下さんか、其正鵠を失するや明あり、這般の事實に然り、都會地の車夫社會は假し論者の言へる如く、贅澤を極むとするも、一たび田舎を巡遊し、労働者(小作人も含蓄す)の状態を観察せば、思ひ半ばに過ぐるものあるべし、然らば彼等細民は、この不満なる境遇に淪落しながら、何故に歐米諸國に常に行はるゝ威示運動をなさざるか、暴行をあさざるか、同盟罷工をなさざるか、これ正さに一箇の疑問なり、思ふに彼等が、其之をあさる所以のものは、他なし、素より不平を漏らすの緊要件たる時、日費用、智識

等に乏しきに因るべしと雖、從來我が國民は最と殊勝なる溫柔敬慎上を尊ぶの精神あるを以て爾かあるべし。若し歐米人の如く、個人的思想に富めるものなりせば、業既に百の社會黨の顯出しあるや疑おし諺に曰ふ、切れても錦かちど、我が細民は依る邊なき悲境に沈淪するも、毫も國徳を損するなく、彼の惡むべき歐米の社會黨を學ばざるは、眞に憐むべくして、愛すべきものにぞある。世の施政家は勿論、僧侶、神官、其他慈善心ある人よ、此可憐可愛ある細民を如何に處すべき、尙ほも細民等は自業自得の致すところなりとして、顧みざるか、余の敢て問はんと欲するところなり。

終に臨み一言す、貧すれば亂るは、人情の常あり、彼等細民は今日に至るまで國徳を破壊するが如き所爲をなさざるも、窮困の極、非常ある舉動あしと云ふべからず、況んや、近時歐米の個人主義漸々我が國民の腦髓に侵染し來るの傾向あるをや、眞成に國家を憂ふる士、進んて是等の憂患を未發に防禦せよ、蓋し未だ陰雨せざるに厝戸を網繕せよとの義乎聊か感ずるところありて本論を草す。

草茅 日本之社會 終  
危言

明治廿七年四月四日印刷  
明治廿七年四月七日發行

正價金十八錢

(定價金十八錢)

著者

櫻井吉松

本郷區砂真町三  
十番地

發行者

岡田英定

本郷區真砂町三  
十一番地

印刷者

岡田英定

本郷區真砂町三  
十一番地

印刷所

廣業館

神田區旗籠町二  
丁目十一番地



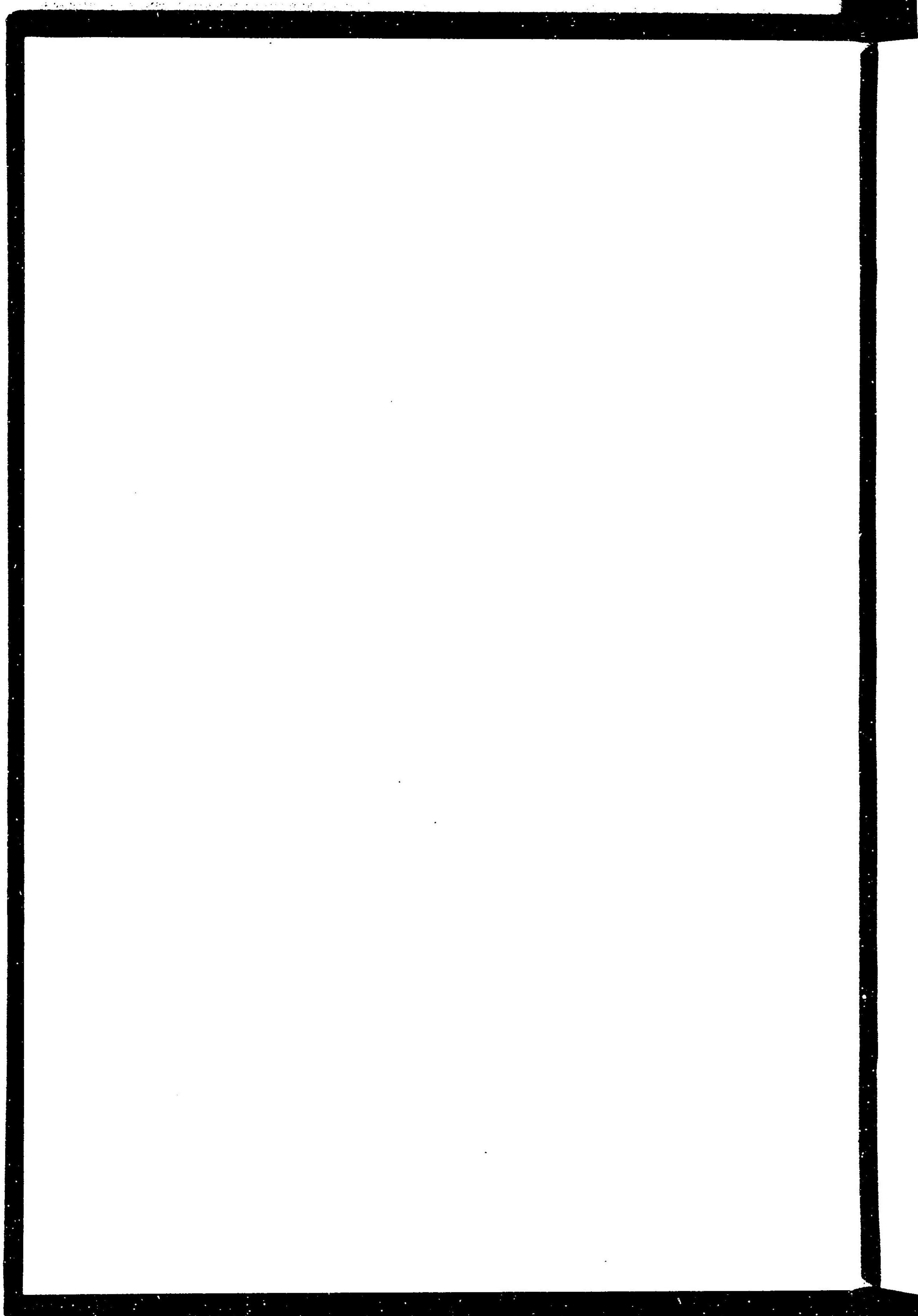
發賣書肆

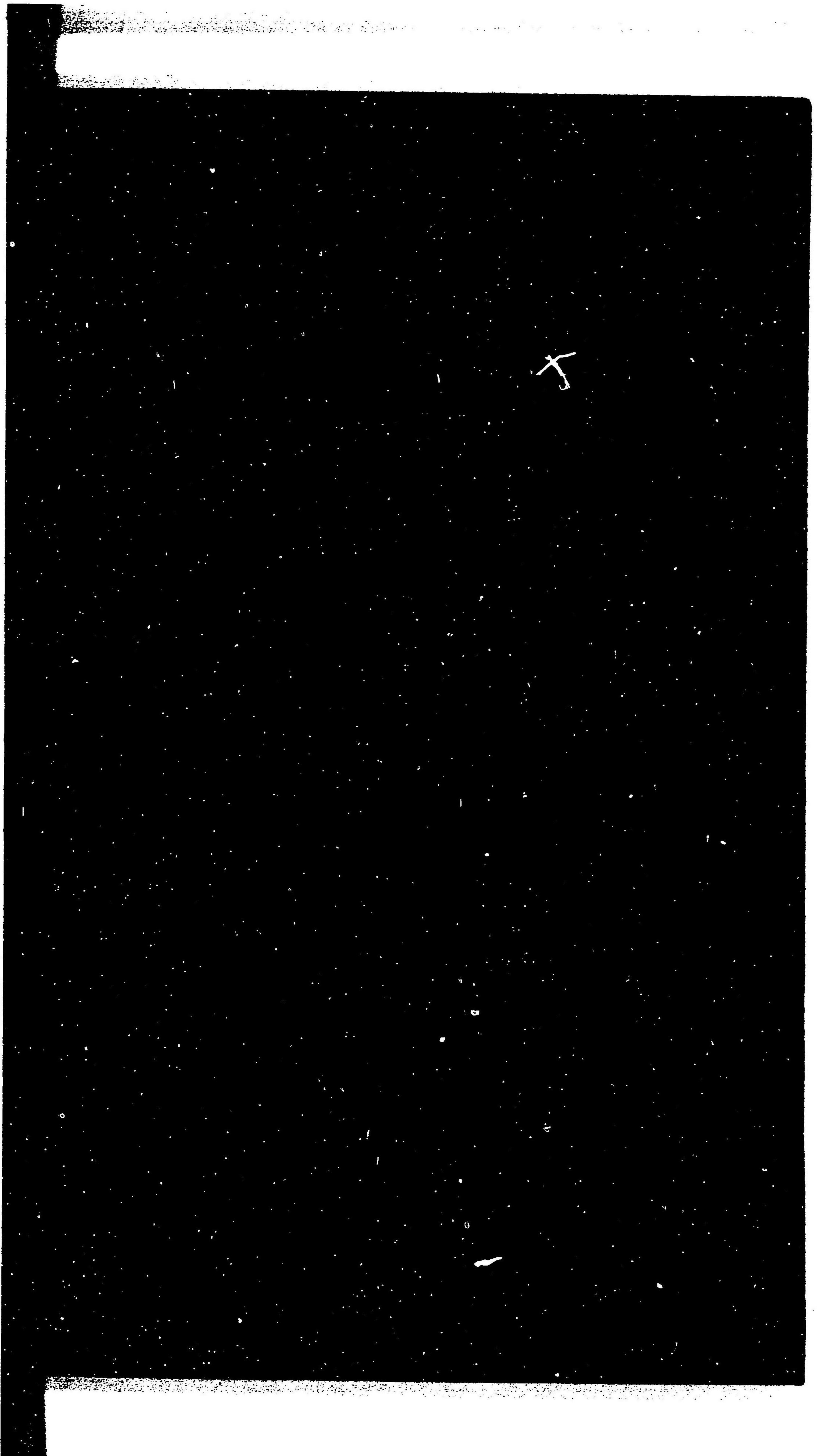
敬業社

神田區裏神保町一番地

# 各地賣捌書肆

大坂市備後町四丁目	敬業社出張所	熊本市新町	長崎次郎
東京市日本橋區通三丁目	丸善商社	鹿兒島市仲町	吉田幸兵衛
全 通一丁目	大倉書店	山口市市中町	育英堂
全 新大坂町	小林喜衛門	滋賀縣大津	淡海堂
全 神田區表神保町	中西屋邦太	甲府市	柳正堂
全 京橋區竹川町	共益商社	信州松本	水琴堂
全 南傳馬町	吉川半七	全	高美書店
大坂市備後町四丁目	梅原龜七	長野大門町	西澤喜太郎
全	石井鈎三郎	全 上田	同支店
全	吉岡平助	越中富山市	大橋甚吾
全	松村九兵衛	全 四十物町	中田書店
全	柳原喜兵衛	越後水原	西村六平
全	三木佐助	全 新潟市	櫻井產作
全	川瀬代助	千葉縣千葉本町	多田屋支店
全 名古屋市本町三丁目	片野東四郎	横濱市辨天町	丸屋書店
全 玉屋町	河嶋九右衛門	仙臺市大町	文屋學館
伊勢津市大門町	平井文助	全	高藤書店
和歌山市本町	澤本駒吉	岩代郡山	富屋久之丞
高知市種崎町	森岡書店	全 山形市七日町	五十嵐書店
福岡市博多	積善館支店	全	牧野德太郎
全	筑後久留米市米屋町	羽後秋田市大町	鈴木鐵治
全	佐賀市白山町	北海道札幌南一條	小塩武吉
長崎市酒屋町	安中半三郎	全	荳田三右太





19  
496

039680-000-5

19-496

日本之社会 (草茅危言)

桜井 吉松 / 著

M27.4

BDA-0260





